

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計1件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年6月17日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙

意見書

平成 28 年 6 月 17 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年5月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案－平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定－」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして御礼申し上げます。以下の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
NGN 接続料全般について	<p>現在の NGN 接続料は、平成 20 年 3 月 27 日付答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「NGN 答申」といいます。)において、「少なくとも商用開始から 2009 年度までの接続料について、～(略) 将来原価方式等の採用が現実的な選択肢となる」と整理されたことを受けて設定された、言わば暫定的なものと認識していますが、これまで見直しは行われていません。NGN 答申から 10 年近く経った現在、NGN の状況は当時と比較して大きく変わっていることから、算定方式を含めた NGN 接続料全般の在り方の議論を開始すべきと考えます。</p>
未アンバンドル機能について	<p>NGN における未アンバンドル機能は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)利用部門が独自に NGN を利用している機能を指しますが、その利用のための仕様や料金が接続事業者の開示されていません。そのため、未アンバンドル機能と同様の機能を接続事業者が利用するには、NTT 東西殿管理部門との接続協議を経て当該機能がアンバンドルされることが必要です。一方で、接続事業者の要望によってアンバンドルされた機能は、NTT 東西殿利用部門が即時、接続事業者と同等の条件で利用することが可能です。</p> <p>このように、未アンバンドル機能の存在は、NGN において NTT 東西殿管理部門と利用部門との間で正しい分離が行なわれておらず、且つ NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されていない証左であると考えます。未アンバンドル機能のように NTT 東西殿利用部門のみ独占的に利用することが可能である本制度は、弊社が優先制御機能の開放議論で主張しているように、接続事業者に圧倒的に不利な状況を作り出す要因となるものです。</p> <p>接続事業者が NTT 東西殿利用部門と同時期同条件で NGN を利用できる環境とするため、NTT 東西殿利用部門が機能を利用した時点で接続事</p>

	業者にも開放されるべきです。また、現時点で存在する未アンバンドル機能は直ちにアンバンドルし、NGN の公正競争を確保すべきです。
--	--

以上